

# 市営埋立て事始め

「子安・生麦地先」埋立て（恵比須・宝・大黒町）と、「本牧・根岸地先」（根岸湾臨海工業地帯）の計画から具体化への変遷

田中常義

本文は、横浜港が商業貿易港から出発して、商・工業港へと脱皮する契機となった、神奈川方面と本牧・根岸湾で同時に生まれた二つの市営埋立ての発想から具体化への過程と土地利用の変遷を、社会、経済的な関わりの中でたどってみたいものである。

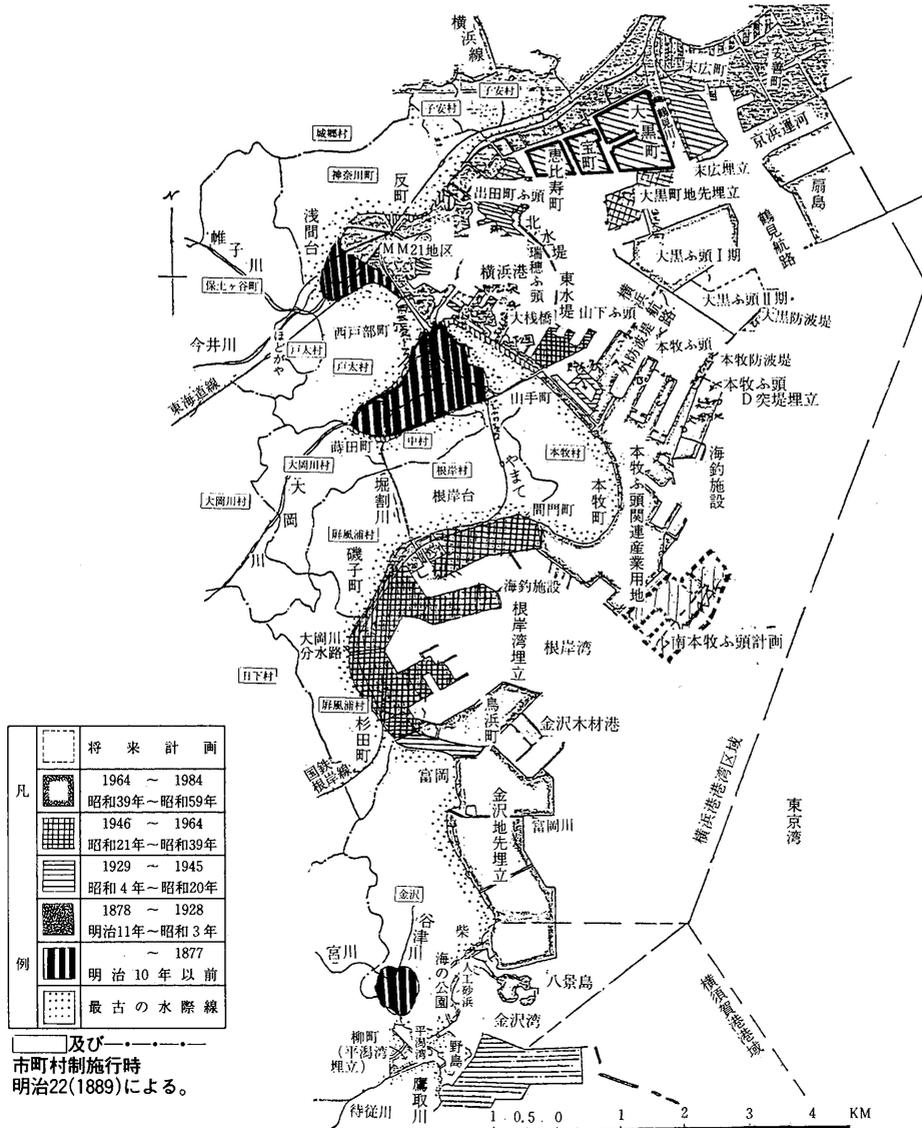
## 一 市営埋立てのルーツ

### ① 横浜経済協会の工場誘致政策と双子の埋立計画の誕生

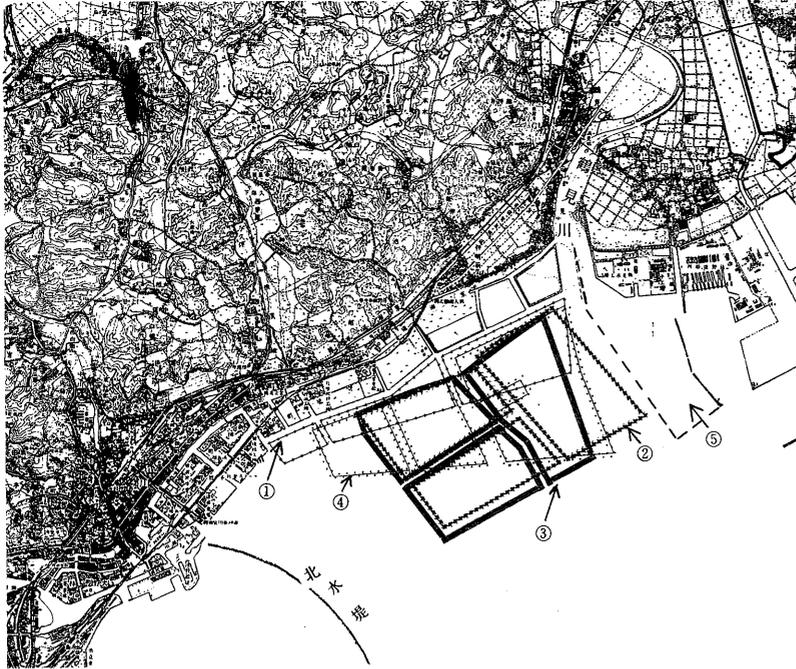
明治三十八年八月十一日、市港湾改良期成委員会が設立された。横浜税関設備工事として大蔵省で施行されていた第二期築港（現・新港ふ頭）が、日露戦争の勃発によって中止されようとしたとき、工事を速成させるためこの委員会は、横浜商業会議所と協力して、国に続行を働きかけ、費用の三分の一を分担することを提案し、日本最初の国・市による港湾共同経営を実現させる原動力となった<sup>注1)</sup>。

その後、明治四十年九月、公共施設整

図一 1 横浜市の埋立変遷図



図一 2 「子安・生麦地先」埋立計画変遷図



図一 3 「本牧・根岸地先」埋立計画変遷図



基図は、「昭和2年4月、陸地測量部製版」  
横浜地域図2万5千分の1による。

備と財源調査のための市設備調査臨時委員  
員会が設置され、引続き明治四十三年三  
月、横浜経済協会（以下「協会」とい  
う）が設置される。<sup>注2</sup>「協会」は、発足当  
初から工場招致策を主要課題としてとり

あげた。それは、港の隣接地における工  
業の発展が原料輸入と製品輸出を促進し、  
貿易の増大をもたらすであろうことが、  
すでに明治二十六年、横浜港が輸入額で  
神戸港にぬかれたことから実証されてい

たからである。  
同年十二月には、「協会」は工場招致  
策の原案を決定する。<sup>注3</sup>  
まず舟運のための水利が工業の発展の  
ために最も重要であり、運輸交通の便を

図り、港湾施設の整備が前提であると  
して、⑦工業用地として市管により造成し  
た埋立地の実費払下げ④水道の低廉供給  
②労働紹介所の設置⑤市営食糧品市場の  
設置と労働者への低廉な物資あつせん④

表一 1 主要市営埋立の計画・実施の変遷

西 暦	子安・生麦地先関連(○の番号は、図-2、5の番号と対象のこと)	主 要 関 連 事 項	本牧・根岸地先関連(○の番号は、図-3、6の番号と対象のこと)	年 号
1889	9 (横浜港第1期修築工事～明29. 5)			明22
1890		10・20 公有水面埋立及使用免許取扱方 11・25 官有地取扱規則 7・25 日清戦争開始 8・29 横浜商業会議所設立認可 (この年地租増徴論争盛ん)		23
94				27
95				28
98			7・23 本牧村十二天より同村・根岸村、屏風ヶ浦村、金沢村富岡地先 3,534,079坪(1,168.3ha)、工場・倉庫用地、私営 9～10 山手町地先 9～10 江原(30～33ha、宅地、私営(三者が強願となり、横浜港埋立事件の発端となる) (明32～大3)	31
99	5 (横浜港第2期前期拡張工事・現新港ふ頭の一部、 ～明38・12)	7・17 改正条約(居留地、治外法権撤廃) 10・14 横浜港埋立事件発覚 (明32・12・15衆議院本会議で取り上げられる) ①	② 磯子・間坂・浜地先 111,300坪(36.8ha)、住宅地、私営 (明32～大3)	32
1900				33
04	(浅野総一郎、京浜地区埋立出願の開始)			37
05		2・10 日露戦争開始		38
06	4 (横浜港第2期拡張工事・現新港ふ頭～大6・11)	8・11 市・港湾改良期成委員会		39
07	(浅野、鶴見埋立組合→大3 鶴見埋築株式会社	川崎町へ横浜製糖、		40
08	→大9 東京湾埋立株式会社)	東京電気 進出		41
1910		11・29 市会、海面市営埋立の議員建議 12・10 横浜経済協会、工業振興策発表		43
11	3・7① 橋本郡子安村及同生見尾村地先 342,347.25坪(113.2ha)、宅地・道路敷・護岸敷、市営	12・25 工場に関する市税免除規程(市告示147号) (昭11・6・19廃止)	3・7 市・本牧町、根岸町、久良岐郡屏風ヶ浦 村字・瀬頭字磯子地先 279,019.42坪(92.2ha)、宅地・道路敷・護岸敷、市営	44

1912	1 3	3・7 浅野・子安造船所用地 346,149坪(114.4ha)、造船所及工業用地、私営	7・27 川崎町会、工場誘致の町是を決議	6・10 ③ 根岸町・滝頭町地先 259,322坪(85.7ha)、住宅用地、市営	大1
18	1 4	8・6 (市営、子安・生見尾村地先 取下げ)	7 第一次世界大戦 7 米騒動 7~9 磯子埋立事件	(浅野、イキリスより350馬力ポンプ式波濤船購入)	3
1920	2 1	4 (横浜港第3期拡張工事、内、外貿ふ頭、外防波堤 ~昭10)	4・9 公有水面埋立法(法律57号) (大正11・4・10施行)	6・9 ④ 滝頭・磯子町地先 (旧磯子町 字榎島地先) 28,033坪(9.3ha)、宅地→電車工場、倉庫、 公共用事業用地、市営	11
22	2 1	3. 31② 市・子安町字守屋町及橋樹郡生見尾村 字生麦地先 680,476坪(225.0ha)	9・1 関東大震災		12
23	2 2	10・30③ 市・子安町及橋樹郡鶴見町地先 611,747坪(202.2ha)	5・7 有吉市長就任(~昭6・2・26) 7・16 市港湾部設置		14
25	2 3	11 第1地区(現・恵比寿町)113,974坪(37.67ha)、昭3・7・12~8・3・15 第2地区(現・宝町)133,138坪(44.01ha)、昭3・7・12~8・3・15 第3地区(現・大黒町)371,943坪(122.96ha)、昭3・8・1~11・12・1 市・子安町字守屋町及橋樹郡鶴見町字生麦 地先(現・恵比寿、宝、大黒町)			
		619,055坪(204.6ha)、臨海工業用地及び海陸連絡設備用地、市営			

1926		2・25 内務省臨時港湾調査会、「横浜港將來拡張の件」可決 3 市臨時港湾委員会、	4. 2 (大15・6・22免許) ⑤ 磯頭町地先 (旧鳳前) 40,210坪(13.3ha)、住宅用地→飛行場、グラウンド、倉庫用地、フェール、 5・7 5・7 ⑥ 中区根岸町地先 (昭3・12・8免許) ⑥ 210,000坪(69.4ha)、住宅用地、市営	昭1 ~第1区昭5・3・1 大15・7・28~第2区昭10・8・16
28	(浅野、鶴見・川崎臨海工業用地150万坪完成)	7・27⑤鶴見川河口改修、泉宮瀬田地先埋立 (126,659坪、臨海工業用地、昭4~6施工)	1・31⑦ 中区本牧町 一の谷、二の谷地先 46,611坪(15.4ha)、住宅用地、市営	3
29		3・15 山下公園閉園 (施工大14・9・1~昭和4・4末)		4
1930		9・18 満洲事変 6・19 市工場に関する市税免除条例 (市条例77号)		5
31		11・30 桜木町~北鎌倉延伸のうち、桜木町、磯子町浜間の鉄道用地を国へ寄付、市会議		6
36		4・1 鉄道敷設法の別表に、桜木町~北鎌倉に至る鉄道採択		11
37		7 日中戦争		12
39		3・24 市会、南洋定期航空発着場及び、中央航空研究所設置方に関し、 行政官庁へ意見書提出、実行委員選定 (旧鳳町)		14
		11・30 市会、東京港開港反対に関し、 関係行政官庁へ意見書提出		
		12・1 市会、省線 (現JR) 桜木町駅~磯子間敷設計画促進に関する 鉄道大臣あて陳情書		

表一 1 主要市営埋立の計画・実施の変遷

1940	<p>大黒町・宝町地先 237,462坪(78.5ha)、臨海工業地帯造成、市営</p>	<p>3・28 磯子区旧夙町(竜頭地先埋立地)の大日本航空会社、横浜・サイパン・パオオ間を水上飛行艇による定期航空路開設</p> <p>6・19 内務省土木会議、「臨海工業地帯造成方針」策定</p> <p>6・22 同上、「東京湾臨海工業地帯計画」策定 6・27</p> <p>10・21 臨時横浜市振興協議会(会長有吉忠一)「横浜市振興対策要綱」策定</p>	<p>磯子区自磯子町地先 磯子区至杉田町</p> <p>970,898坪(320.9ha)、臨海工業地帯造成、市営</p>	昭15
41		<p>11・18 内務省土木会議「横浜港修築計画」 (大黒町・宝町地先及び瑞穂地先埋立)</p>		
42		<p>12・10 市会、東京港開港反対に関する決議案の建議</p>		
45		<p>5・20 東京港開港</p>		
49		<p>12・8 太平洋戦争</p>	<p>1・10 磯子区自磯子町地先の一部</p>	17
		<p>8・15 終戦</p>	<p>669,544坪(221.34ha)、臨海工業地帯造成、市営</p>	20
		<p>9・2 富岡倉庫地区接収(米陸軍第508通信修理隊施設)</p>		
		<p>9・22 旧夙町接収(米通信器材補給廠)</p>	<p>8・9 (設計変更認可) ⑩ 中区根岸町地先(中区根岸町の一部) 29,867坪(9.9ha)、廃き物、戦災が礫捨場→臨海工業用地 市営</p>	24
1950	<p>(昭30・6・1~34・12・16) 大黒町地先埋立事業 (4,111坪) 213,178坪(70.47ha)、臨海工業用地、市営</p>	<p>4. 根岸飛行場(中根岸地先埋立)初始用式(占領軍の第8軍)</p> <p>5. 31 港湾法(公布・施行)</p> <p>8. 1 市港湾局設置</p>		25
51				26
55				30
		<p>9・19 大黒町地先臨海工場用地に係る固定資産税の免除に関する条例(市条例19号)</p>		

1956		12・19 港湾区域を小柴崎まで拡張	A地区 昭38・10・30 昭34・4・1～B地区 昭38・12・24	昭31
57		1・10 市埋立事業局設置 (～昭46・6・10) 3・9 市会、根岸湾埋立に関する決議 (国鉄根岸線の促進) 7・5 国鉄 (現JR) 根岸線 (桜木町～大船) 着工認可 (昭34・4着工)	根岸湾埋立事業第一期 (A・B地区) (現・中区千鳥町、磯子区夙町、新森町、新中原町、新杉田町) 1,100,228坪(363.7ha)、臨海工業地帯造成、市営	32
58	3・9 (昭33.4～36・3・31) 大黒町地先道 加埋立事業 (5・28免許) 30,121坪(9.93ha)、母船式漁業基地、市営	3・31 根岸湾臨海工場用地にかかる固定資産税の免除に関する条例 (市条例11号) 4・15 市工場誘致条例 (市条例12号)(昭38・3・5廃止)	根岸湾埋立事業第二期 (イ・ロ地区、現新磯子・新杉田町) 昭36・7～39・12・15) 310,120坪 (102.5ha、臨海工業地帯造成、市営)	35
60	61	63	3. (申請4・17、免許7・8) (昭38・4～昭44・3) 本牧ふ頭関連産業用地 (免許 昭38・28) (現・中区豊浦、かもめ、磯町) 8. 1,033,794坪(341.75ha)、公共ふ頭背後の臨海工業地帯、市営	36
66	65	66	7・1 横浜ブルーホールセンター (ワンモンスブルー、旧夙町) オープン 2・25 申請 昭37・7・24 (変更 昭41・2・24) 免許 昭42・7・7 428,507坪(141.7ha)、臨海工業地帯造成、市営	40
<p>西暦</p> <p>図・2、3、5、6の対象番号 (昭34・4・1～38・12・24)</p> <p>1956 12・21</p> <p>1,100,228坪(ha)、臨海工業地帯造成、市営</p> <p>市会付議 竣工面積 埋立申請時の土地利用 (→は当初の計画から変化したものを示す)</p> <p>着工年月日 竣工年月日</p> <p>市会付議 埋立事業主体</p>		<p>凡 例</p> <p>← 各々区域での埋立区域の概略位置を示す</p> <p>← 計画のみで実施されなかった埋立</p>		

教育・娯楽機関の設置②新工場への一定期間市税の免除または減額③ガス・電気等の供給等がその骨子であった。このうち、市が最初にとり上げたのは、市営による公有水面の埋立計画である。

明治四十四年三月七日の市会で、「橋樹郡子安村及同生見尾村地先海面埋立」(現・恵比須、宝、大黒町で以下「子安・生麦地先」という。図―2の①)と、「市・本牧町、根岸町、久良岐郡屏風ヶ浦村字磯子地先海面埋立」(現・根岸湾埋立の一部で、ほぼ図―3の③―⑦に相当する区域と思われるが、計画図は未見である。以下「本牧・根岸地先」という)を埋立てて、工場用地(注)として実費で譲渡する案を可決した。(筆者注・明治四十四年三月七日付けの埋立申請書では、埋立目的が「本市発展ノ趨勢ニ鑑ミ是非共海岸線ニ於テ宅地造成ノ必要緊切ナルヲ認メ」となっているが、市会の議論から、工場用地と解釈すべきであろう)

また、「大棧橋・新港ふ頭、関内地区を中心として」海面二向ヒマシテ両手ヲ拵ゲタル如ク市域ヲ拡張シテ水運ノ便ヲ藉リ……陸上ノ交通ヲ利便ナラシメタナラバ、近キ将来ニ於テ横浜ヲシテ工業地トシテ商業ト相並ンデ、即チ商業ノソレノ如ク工業ヲ発達させることができるし、このため「工業誘致ニ必要ナル意味

二於テノ横浜市営ノ埋立」てが必要であると建議されたが、これは「協会」の工業振興策の具体化であり、ここに京浜工業地帯の重要な一角を占めることになる。双子の埋立計画の胎動が始まるのである。しかし、「此案ニツトモ市ガ巨額ノ金ヲ投ジテ此地ヲ得ウツト云フノガ唯一ノ目的デハナイ。殊ニ大ナル目的ハ即チ工場誘致ト云フ目的ガアル。……十分調査ヲシテ所デ初メテ事業ニ著手スルコトニ相成ルノデ……(この提案は)権利取得ノ一方法ニ過ギナイ」ものであつた。

市が次に決定したのは、明治四十四年の工場誘致のための「工場に関する市税免除規程」であり、この中で、工場地区を指定し、地区内にある会社や個人を対象として、五年間の市税を免除することとした。これは昭和十年改正で三年間、同十一年の全面改正で四年間となったが、この発想は、第二次大戦後の高度経済成長期の長黒町・根岸湾の市営埋立てへの企業誘致時には三年間となり、同趣旨の条例に引き継がれる(表―2)。なお、このとき定められた「工場地区」は、神奈川、平沼、大岡・堀川方面の水運の便の良い地区が指定されたが、この地区が、第二次大戦後の市としては初めての臨海部の都市再開発型の金沢地先埋立地への住・工混在解消のための工場移転優先地区(図―4)とほぼ重なることとな

表―2 工場誘致又は企業進出のための免税措置

	明治期	昭和期 (第二次大戦後)	
趣旨	工場に関する市税免除規程 明治44-12-市布告147号	大黒町地先臨海工場用地に係る固定資産税の免除に関する条例 昭30-9-19条例19号 (根岸湾は昭34.3.30-11号)	金沢地先埋立地移転企業に係る固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の免税に関する条例 昭53.12.15-一条例78号
要件	工場誘致のため	市が造成する、大黒町(又は根岸湾)臨海工業地帯のうち、かかる指定する工場用地に定める固定資産税の免除措置を定める。	住工混在地の工場を金沢埋立地へ移転することが公害の防除、移転跡地利用により都市環境の改善、促進につながるため。
免税の種類	市が指定する地区内の工場の新設の場合 ・会社 ・個人 投資額1万円以上 土地家屋、機械器具の価格5千円以上	工場建設のため市から臨海工業用地の売却を受けた者	市から埋立地の売買契約で土地を取得したもので、移転跡地について ・市と協定を結んだ者 ・市等と売買契約を結んだ者
期間(免税点)	市税営業開始より5年間	固定資産税埋立しゅん功認可の日から3年を経過した日までの分	①固定資産税 3年度分(評価額15万円未満) ②特別土地保有税 ・取得分、土地取得時(2千㎡未満) ・保有分、新たにかかる年度から5年分(2千㎡未満) ③事業所得 ・新增分、土地取得から5年以内に行われるもの(床面積2千㎡以下) ・資産割分、5年以内に事業を開始してから3年間(床面積1千㎡以下)
その他	市が指定する区域外でも臭気・音響・煤烟を発生せず、かつ衛生上有害でない工場に準用する。	譲受人が工場用地以外の目的に使用した場合免除を取消。	埋立地の売買契約書又は、移転跡地等の協定書などに規定内容に違反の場合は免税取消。

図-4 移転希望工場の分布  
(S42. 12現在全工場)



出典：横浜市金沢地先埋立土地利用基本計画  
報告書 昭和44年6月 33ページ

り、都市のスプロール化と都市計画の長期的な整合の難しさを改めて浮きぼりにした感を深くするのである。

② 「子安・生麦地先」埋立の誕生

その後、「子安・生麦地先」は、懸案となりつつも、大正十二年の関東大震災による書類焼失のため頓挫したが、大正

十四年五月、市長に就任した有吉忠一は、心とした「横浜港将来の拡張計画」が当時の横浜港の愛情を憂慮し、港湾施設の整備拡充が最重要課題であるとの認識から、就任後初の市会で、港湾部の新設を提案し、七月十六日に発足させた<sup>注5)</sup>。

大正十五年三月、内務省臨時横浜港調査委員会により、現在の外防波堤に当たる「新防波堤」(図-5参照)の築造を中

年までは、港の拡張計画と周辺地域の急

速な工業化による用地の需要に応える必要から、「大正十四年三月計画」、「同十月計画」を経て、「大正十五年十一月十七日計画」で、現在の「恵比須、宝、大黒町埋立地」が、ほぼ現況の形に確定し、胎動を始めてから実に十五年の歳月を経てようやく実施への手順が整うのである。

しかし、現地の着工までには、更に第一次大戦後の恐慌の失業救済事業であった県営の鶴見川河口改修と、その浚渫土砂による現在の末広町の「潮田地先」(図-2⑤)埋立の鶴見川河口での浚渫位置の競合問題の解決を待たねばならなかった<sup>注6)</sup>。この埋立事業は、昭和二年六月二日、本市の開港記念日に起工式をあげた。ちなみに、三地区(現・恵比須、宝、大黒町)と、京浜国道との連絡橋である恵比須橋、布袋橋、寿老橋、大黒橋は、いずれも埋立てに使用した浚渫船名からとったもので、当時の市史編纂係が名付け親である。この中で、弁天橋がないのは、明治二年架橋の大岡川口の弁天橋が既にあり、「横浜発祥ノ板要街区タル本町通りニアリテ(既に)人口ニ膾炙シ」ているとして除外された。

③ 「本牧・根岸地先」埋立の誕生

一方、「本牧・根岸地先」は、当初の住宅地から、臨海工業地帯造成へと変身し、クローズアップされるのは、昭和十

四年十一月に、東京側から、東京港開港の陳情書が政府へ提出されて以来、横濱側の全市民的な反対運動が展開され、解決の大詰めに来た段階で、横濱独自の振興策を協議する場として、昭和十六年五月二十日、東京開港の直前の十五日に設置された「臨時横濱市振興協議会」（以下「協議会」という）によってである。

「協議会」は、市長の諮問機関として、⑦港の利用増進⑧産業の發達⑨文化の進展並びに交通の整備、その他市の振興に關する事項を調査、審議し、同年十月二十一日答申書を提出した。

会長には、県知事を四年歴任し、関東大震災後の市政をもち、港湾の振興に特に力を入れた、当時の商工会議所会頭の有吉忠一が選ばれた。「協議会」によって、産業開發を進める手段としての工場招致、工場適地の造成のため、桜木町カラ省線（現・JR根岸線）ノ延長、大岡川ト堀割川ノ二ツラ（港ト）運河ヲ結付ケ、工場用水トシテ地下水ノ利用が可能である等の立地条件を備える「磯子ト杉田方面」の埋立案が提案された。

「モウ一ツ磯子方面ヲ開發シナケレバナラヌト云フノハ最近鶴見・神奈川附近ガ工場地帯トシテ發展シテ参リマシテ経済的ナ力ガ総ト向フヘ移ッテ行キ旧横濱カラ段々北ノ方ヘ經濟ノ中心ガ移行シテ

行」き、恰度翼ヲ兩方ニ拮ゲテ居ルヤウナ工合ニ同ジヨウナ經濟地帯ヲ持つコトニナルノデ、旧横濱（関内方面）ガ中心ノ經濟機構」となるという明治期からの関内中心主義のような考え方が、ここにものぞかれるのである。ここに「磯子町地先より杉田町地先に至る埋立地」計画が戦時生産力の増強のための臨海工場用地造成を目的として計画されるようになる。（図一3の⑧）

しかし、第二次大戦後、外貨獲得の有力手段として、「國際觀光地帯」として自然の風光に富んだ根岸地先を埋立て、外客の憩いの場として、觀光ホテル、外人クラブ、小型飛行場、國際遊技場、博物館、植物園並びに高級住宅を造成して「國際觀光基地」とする計画が立てられるなどの紆余曲折を経たものの、この地区が、臨海工業地帯の造成として具体化されるのは、昭和三十年代の經濟の高度成長期の企業誘致ブームの時期まで待たなければならなかった。

双子の埋立として、②項で述べた「姉に當る」「子安・生麦地先」は、すでに昭和十二年末までに完成しており、更に、その地先海面に内務省土木會議で「大黒町・宝町地先」（図一5の⑥）が計画され、第二次大戦後の市管埋立のはしりとなる「大黒町地先埋立事業」への新しい胎動が始まるのである。

## 二 埋立て出願の競願問題と民営から公営への移行

### ● 埋立ての法律

狭い国土のわが国では、古くから水面を埋立て陸地をつくるのが盛んに行われてきた。そして、横濱こそ埋立の歴史そのものであった。

埋立の法律には、明治二十三年、勅令三六七号官有地取扱規則（以下「規則」という）、同年内務省訓令三六号公有水面埋立及使用免許取扱方（以下「取扱方」という）があり、「規則」の一二条に、「官ニ屬スル公有水面ヲ埋立テ民有地トナサンコトヲ請フモノアルトキハ、公衆ノ妨害トナラザル部分ニ限り之ヲ許可スルコトヲ得」とあるのみで、手続きは「取扱方」に規定されていた。

しかし、大正三年、第一次大戦時の重化学工業化による臨海部埋立の増加、大正七年八月に起きた米騒動を契機に、食糧問題解決のための埋立が奨励されるなどの背景を受けて、大正十年に、法律五十七号で現行の公有水面埋立法が公布、翌十一年に施行される。

「取扱方」の手続きは、関係市町村会への諮問、公益上の制限、埋立権の譲渡等の制限はあったが、「埋立権利者や埋業者に大きな利益をもたらすものであ

つた。

そのため同一地先海面での利権獲得のための埋立て競願が続発した。競願がいかに多かつたかは、「子安・生麦地先」の埋立で「浅野・子安造船所用地」計画との競合で市管案が取り下げられるに至った後の、大正十四年三月市会で、「個人ヨリモ多数出願サレテ居ル区域」を「此ノ儘ニ置キマスルト自然財界ノ景氣ガ回復致シマスルト共ニ埋立出願者モ亦続出シ、将来ノ横濱港ノ拡張ト云フコトニモ大ナル妨害トナリマスル」し、民間ノ個々ノ出願ト云フモノガ生ジテ来ヌヤウニシタイ」という議論があったことから、そのすさまじさがうかがえよう。

### ② 二大埋立て事件

これまで最も大きな社会問題にまでなったものに、明治三十二年の「新山下町埋立」にからむ横濱港埋立事件、大正九年の滝頭町・磯子町埋立地の磯子埋立問題があり、その舞台となったのは、それぞれ図一3の①、④地先水面である。

前者は、三つ巴の競願であり、「日清戦争後、飛躍的に發展してきた実業界と、戦後経営を遂行するためにとられた地租増徴案にからみ、中央政權と結びついた買収事件とが交錯したところの（明治三十年）前半の日本の一つの縮図」といわれた。これは、民間の話し合いで民営に

より埋立てられた。

しかし、後者は、私営の出願に対して、市の計画との対立の中で、「目前ノ経済ト同時ニ永遠ノ利益ヲ考慮」して、この水面は、将来市にとって必要であり、「市ガ設備ノ必要ヲ感ジタ時ニ困難ヲ感ズル場合ガ必ズオキル」として、市営論で決着し、現在の交通局の前身、電気局で埋立てられることになる。

### ④—民営から公営へ

昭和六年に起きた満州事変は、軍拡と工業化を更に進め、京浜一帯の臨海部、埋立てへ人々の注目を集めることになる。当時、鶴見、川崎地先には、浅野総一郎の京浜運河株式会社が埋立免許を申請していたが、内務省は関東大震災の応急施設を東京湾と併せて施工して以来、国公営の方針で予算要求してきた経緯もあり、このような大事業は公営で行うべきであるという意見も強く、民営論と対立して容易に結論が出ず、受理したままとなっていた。

昭和八年、国際連盟を脱退した日本は、国際的にも孤立化し、国の統制下における産業振興が国策となり、そのためにも京浜地区での臨海工業用地造成が急務となった。昭和十一年、「内務省の方針」として国公営と私営とを比較し、「最近全国各地に工業港施設の出現を見る。：

重工業・化学工業等の躍進的振興は正に我が国産業発展の趨向を指示するものとして寔に喜ぶべき現象なりと雖も、一面国

際関係の实情に鑑み、国防上の須要等を併せ考慮するとき、之を産業界の自治的發達に委することなく、政府に於ても亦各種の助成方策等を講じ、以て

側面はあったものの民間の活力を活用した民営埋立てが、公営に移行してゆくきっかけとなった。

三——土地利用の変遷……根岸湾埋立地の一例……

明治四十三年十一月二十九日の市会では、海面埋め立ての議員建議がなされ、根岸、磯子方面は、「……コノ海面ハ非常ナル寄州ニ相成ツテ居ツテ僅ニ工ヲ加エレバ地面ハ完成スル、殊ニ根岸町ハ後ロニ山ヲ背負ツテ、其ノ土砂ヲ以テ埋メ、若クハ海面ノ土ヲ或方法ヲ以テポンプ式（ポンプ式浚渫船しゅうせつせん）と思はれるが、カッターレス・サクシオン式で明治三十三年

更に、昭和十二年以来の日中戦争の戦時生産力の拡張への対応として、「臨海工業地帯造成方針」が内務省土木会議で議決された。<sup>注④</sup>「既成臨海工業地帯ヲ以テシテハ到底之等大量ノ需要ニ応ズルコト能ハザルナリ而シテ從來此ノ種事業ハ概ネ民間ノ企業ニ委ネラレタル所ナリト雖モ企業計画ノ如何ニヨリテハ之ヲ官公営トナスヲ適當」であるとし、施設費の三分の一補助等により、「現下国策ノ遂行ニ順応」させることを打ち出した。この方針は、従来の利権獲得の

表一三 横浜における新田開発・埋立事業の利用目的・事業主体の変遷

	新田開発 新開場 田舎	土地利用目的別件数					事業主体				主要な埋立事業
		新田 開場	田舎	工業 用地 造成	街造 市地 造成	鉄道 敷設	その他 不明	個人	民間 法人	公 共 国 県 市	
江戸	1603~ 1867	10	-	-	-	-	10	-	-	-	田子、神 野、毛、浦、高、島、町、吉、新 南、一、目、森、村、海、長 町、間、地、南、村、幸、岸、磯 奈、坂、先、先、北、安、町、地、先
明治	1868~ 1912	-	3	9	5	2	14	2	-	3	安、善、町、末、広、町、山、町、 中、原、前、守、屋、町、生、下 明、園、磯、森、子、出、田、山 公、園、磯、子、頭、頭、頭
大正	1912~ 1925	-	-	3	7	3	3	8	1	1	山、大 下、黒
昭和 20年 まで	1926~ 1945	-	-	1	4	-	-	1	-	4	山、大 下、黒

属スル部分デアル……是ト姉妹案トシテ、即チ神奈川方面、子安町ノ海面ノ埋立テ（「子安・生麦地先」）を計画したとしており、また「此土地ハ非常ニ健康ニ適ス土地」であり、殊ニ嚴寒ノ候ニ於テ熱海ヨリ一二度暖イサウデあり、「衛生地トシ非常ニ適當デアル」と言っていることから見て、工場招致策を市是としていたといえ、神奈川方面との機能分担、つまり両翼の一方を、工業用地、根岸方面を住宅用地として利用する方向が読みとれる。

このことは、大正十五年六月の「中区根岸町地先」「滝頭町地先（旧鳳町）」（図一3、6の③、⑥）になると埋立免許申請書では、住宅地造成とされ、より鮮明となる。

昭和四年二月、市港湾部発行の「横浜の港湾」では、「子安生麦地先」埋立工事は、市営の工場用地埋立と位置づけ、根岸方面は、「根岸町地先住宅地」の項を設け、次のように述べている。「本市に於ける港湾、運河、道路、公園、公衛、学校等の（関東大震災による）復興事業は、略完成し、経済的復興事業の主眼たる工業地造成事業も方に其の緒に著き、本港將に又本市の隆盛、内外人士の來集期して待つを得ることとなつた。此の時に当り理想的住宅地の造成は港湾設備として必要である。本埋立区域は、湾内の

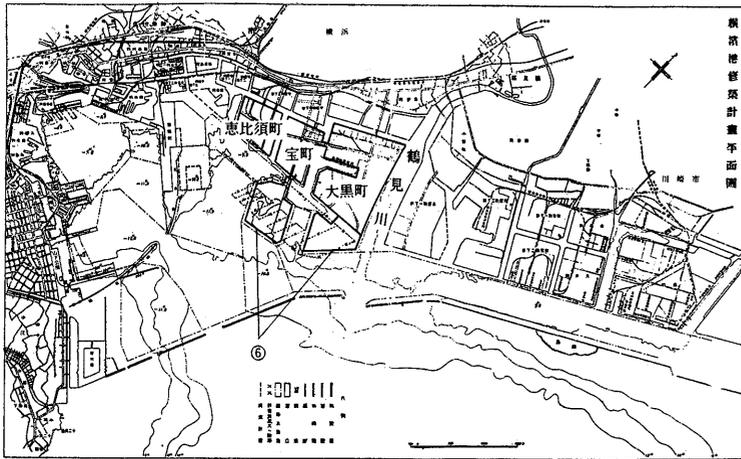
碧波を隔てて翠巒の房総眼前に横はり、白帆を孕む漁船は絵の如く出入大船巨船指呼の裡に眺望せられ、風光絶佳である、尚背面北西方は山を控え、前面東南方は全く開けて海に面し、衛生保健に適し、実に理想的住宅地である。埋立地には幅一八間（約三二m）の海岸遊歩道路、其他の道路並に二二〇〇坪（約〇・四ha）の小公園あり、埋立地両翼には波除堤を築造し、夫々六千余坪（約二ha）の船溜りを設けて漁船、遊船の利用に供する考である」（図一6）。また、図

一3の⑦または図一6の本牧寄り三角地の「一の谷・二の谷地先」埋立計画では、前のべた「根岸町ノ埋立ノ東ニ隣リマシテ約四万六千坪バカリノ水面ヲ埋立マシテ住宅地ニシタイノデアリマス」として、「海岸ニ美シイ逍遙道路ヲ設ケマシテ、尚ホ海水浴等ニ便宜ノ為、海岸ニ階段ヲ四ヶ所（半楕円形の露台と称していたバルコニー）設ケ、根岸

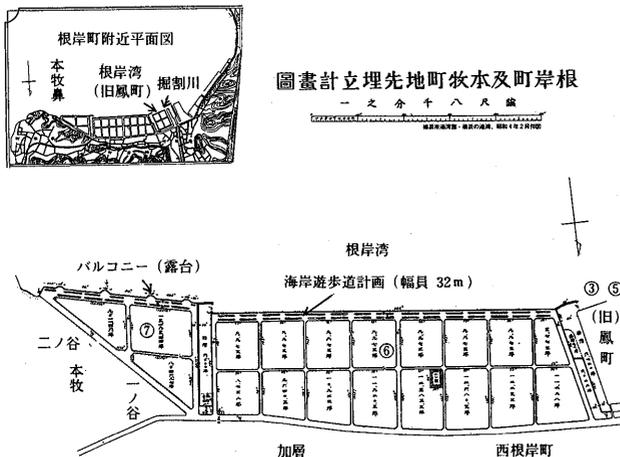
ト統一的ニ施設スルコトガ宅地経営上必要であるとして埋立テの申請をしてゐる。

このバルコニーは、同時期の昭和五年に開園した山下公園にみられるものと比較すると計画上の類似性がみられ興味深いものがあり、現代のウォーターフロン

図一5 昭和15年土木会議計画図



図一6 中区根岸町・本牧町地先埋立計画



大正15年 根岸町地先埋立計画（横浜市港湾部・横浜の港湾、昭和4・2による）

しかし、満州事変、日中戦争を経て第二次大戦へとひた走る中で、第二章項で述べたように戦時生産力増強への対応は、昭和十五年、内務省土木会議の「方針」となり、根岸方面は、図一3の⑧の臨海工業地帯計画へ、神奈川方面は、クシ形の商港ふ頭計画（図一5の点線）から第二次大戦後の大黒町埋立事業の原型となる「大黒町・宝町地先」埋立テ計画（図

15の⑥へと、いずれもが臨海工業地帯造成計画へと変わってゆく。

昭和十二年三月には、風光明媚にして気候温和なる此の地方（根岸・磯子方面）が将来京浜両都市の住宅地に発展すべきを考慮し、横浜市は万難を排して現在の桜木町駅より省線（現JR）を此の地に延長すべく……遠からず之が実現の運びに至る。ことになっていた「桜木町より北鎌倉に至る鉄道」が鉄道敷設法の予定路線として採択される。更に、昭和十二年、「中区根岸町地先」の埋立費の起債申請理由書には、この埋立予定地の一部が鉄道用地として国に寄附することになっており、省線の第一期工事路線は、市内桜木町駅より、大岡川左岸に沿ひ石川町、滝の上並びに、根岸町、芝生町（現、根岸町）地先公有水面埋立地を経、磯子町に至ることに決定を見ているのである。しかし、国の財政事情からこの起債は認められず、昭和五年度冬期失業救済事業により、埋立土は河川運河の浚渫土、塵芥焼却場の残滓などにより進められたが、第二次大戦直後は、戦災瓦礫捨場となるなど紆余曲折を経て、その一部（図13の⑩）が完成したのは昭和二十四年であった。そしてこの埋立地は、当時、長者町七丁目、若葉町の一部にあった占領軍第八軍の飛行場の移転先として昭和二十五年四月から根岸飛行

場として一時使用された。

一方、図13の③または⑤の旧鳳町「根岸町・滝頭地先」は、免許申請上は住宅地造成であったが、昭和十四年三月市会では、南洋定期航空発着場と航空研究所の設置に関し、通信大臣あての建議を行った。この埋立地につくられた発着場からは、水上飛行艇によるサイパン・パラオ諸島間の運航が終戦まで続いた。

また、埋立地の一部は整地され、野球グラウンドに使われたり、昭和六年には、県営運動場計画もあつたが立消えとなるなど、当初の造成目的から有為転変の末、第二次大戦後は、米軍に接収され、解除後は、「根岸湾埋立事業」の一部となり、全国初の鋼製マンモスプールの建設、根岸線の用地となり、また、石油タンク群の並ぶ臨海工業用地へと変身した。現在、これらの歴史を伝えるべき手掛りは全くといってよいくらい見当らなくなつてしまつたが、この埋立地ほど時代の波に翻弄された所は他にないのではなからうか。

これまで、双子の姉妹として生まれつ、全く別な生きざまをたどつた二つの埋立て地をみてきたが、ここで思い起こされるのは、明治三十一年、日清戦争の戦後経営の中で生まれた「本牧十二年、根岸、屏風ヶ浦、金沢村富岡地先」海面

埋立て計画である。（表1-1参照）<sup>注25</sup>

面積で見れば、第二次大戦後の本牧ふ頭から根岸湾にかけての臨海工業地帯に匹敵し、土地利用も工場、倉庫の建設用地をもくろんでいた。ただ、計画図が見られないのは残念である。当時の社会状況では、利権獲得の手段であつたかも知れないが、現在の根岸湾臨海工業地帯を見通していたとすれば先見の明のあるものと評価されよう。

いずれにしろ、海面埋立てと造成された土地の利用が生み落とされた時代の社会、経済的背景を映す鏡であるとするれば、その変遷をたどることも、これからの海の利用を考える上で意義のあることと思われるのである。

〈港湾局臨海開発部長〉

- (注)
- 1 『横浜市会速記録』大正六年八月十日、一四〇―一四四ページ。
  - 2 『横浜市会史』第二巻、二二四―二六六ページ。
  - 3 『横浜市史』第四巻下、一五一―一五二ページ。
  - 4 『横浜市会速記録』明治四十四年三月七日、五三―五六ページ。
  - 5 『横浜市史』第五巻下、三三四ページ。
  - 6 『横浜市会速記録』大正三年八月六日、二二―二三ページ。
  - 7 『埋立免許命令書』神奈川県指令土第一七〇九号、県知事池田宏より横浜市あて。
  - 8 『神奈川県会史』第五巻、三三―三九ページ、昭和三十一年十一月。または、『神奈川県企業庁史』、七五―七五三ページ。昭和三十一年三月。

- 9 川県企業庁史、七五―七五三ページ。昭和三十一年三月。
- 10 横浜市土木局『昭和十六年十月横浜市振興対策要綱』、一四―一四二ページ、昭和十六年十二月二十日。
- 11 同上、四―七五ページ。
- 12 横浜市『市政概要』一九五二年版、一七九―一八〇ページ、昭和二十八年一月二十日。
- 13 『横浜市会速記録』、大正三年三月七日、七一ページ。
- 14 山口、住田『公有水面埋立法』、日本港湾協会、一―五ページ、昭和二十九年十一月。
- 15 山田操『京浜都市問題史』、恒星社厚生閣、二三―三三ページ、昭和四十九年二月。
- 16 『横浜市史』第四巻下、四六―五三ページ。佃友次郎『横浜海面埋立事件顛末録』、明治三十二年十一月二十日。新野周朔『埋立事件顛末録辨妄』、明治三十二年十二月二日など。
- 17 『横浜市会史』第三巻、五八―五九五ページ。戸井嘉作『横浜市政夜話』、四―四五ページ、昭和八年十月。
- 18 『横浜市史』第四巻下、五三―五五ページ。
- 19 『横浜市会速記録』大正十年九月二十九日、一一―一三ページ。
- 20 運輸省第二港湾建設局『横浜港修築史』、五〇―七二ページ、昭和五十八年三月。
- 21 内務省土木局港湾課『港湾関係例規』、一五二―一五三ページ、昭和十六年三月。
- 22 『横浜市会速記録』昭和四年一月三十一日、三六―三九ページ。
- 23 横浜市土木局『横浜港』、七〇―七三ページ、昭和十三年三月。
- 24 『横浜貿易新報』昭和四年六月十日。
- 25 『横浜市史稿政治編』七〇―七〇九ページ。『横浜貿易新報』明治三十一年七月二十六日。